

(4) ひとにやさしいまちづくりについて

想定課題

国会等移転により生まれる新都市は、多くの人々が集えるような都市とすべきであるが、高齢者や様々な障害を持った人々への配慮はどのようにすべきか。

対応方向

新しい都市は、全ての国民が均しく集え、国際的な交流も盛んな開かれた都市となる必要があります。

現在、一定規模以上の不特定多数の人が利用する建築物については、「ハートビル法」や「ひとにやさしいまちづくり条例」により、高齢者や障害を持った人々に対応できるような構造とするように定められています。

国会等の移転に伴い新しく整備される都市については、この法律などに基づくまちづくりを推進する各種の施策に基づいた建物群や、那須地域の平坦な地形を利用した、勾配や段差の少ない生活道路や公園などを整備する等、最初から障害・障壁を感じさせない、誰にでも優しく快適に利用できるような、「ひとにやさしいまちづくり」が必要です。

「ハートビル法」(H6.9)

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が正式名称。病院や商業施設などの公共性の高い建築物の整備に当たって、高齢者や様々な障害を持った人々が円滑に利用できるようにすることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

「ひとにやさしいまちづくり条例」(H11.10.14)

高齢者や障害者を含むすべての県民が安全で快適な日常生活を営み、積極的に社会参加が出来るよう、公共性の高い建築物や道路、公園などの生活環境の整備を進め、ひとにやさしいまちづくりの推進を図ることにより、県民の福祉の増進に資することを目的とする。